

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大台町長 大森 正信

市町村名 (市町村コード)	大台町 (24443)
地域名 (地域内農業集落名)	長ケ地区 (長ケ集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>長ケ集落は、町の東部に位置し、集落内に一級河川「宮川」が流れ、その川沿いの左岸に約28.1ha(内、農振農用地 田:14.6ha、畑:2.2ha 合計16.8ha)の農用地が広がる集落である。</p> <p>近年、農業者の高齢化や担い手の不足が顕著に表れ、約33名の農業者(水稲及び茶)の多くが自給的農家や兼業農家が中心の地域で、生産した米の約75%は自家消費や縁故販売で占められており、専門的に経営を担う経営体も皆無に等しい状況であった。また、農業機械の更新に係る費用が高額であることに加え、地域全体の問題である獣害対策に労力やコストが農業経営を圧迫している状況であった。</p> <p>集落農用地の現状では、小区画で農用地の立地も悪く大型機械が入りにくいところも混在しているが、平成元年度～5年度にかけて実施した新農業構造改善事業により区画整理を行うなど、比較的基盤整備は進み、平成17年度から元気な地域づくり交付金事業(基盤整備促進事業)により農業用水路のパイプライン化が進められており、効率的な水田営農を展開するために必要な条件整備は整いつつある。</p> <p>しかし、年々、農用地を維持できない農業者や所有者が増加し、それに伴い町外の法人に利用権設定し耕作委任している者が増加していた。このような状況下で、平成30年2月に「長ケ集落の農業の将来を考える座談会」を立ち上げ、集落全体で農用地を含む地域資源の保安全管理するための話し合いを開始した。協議のなかで人・農地プランの作成と同時に「長ケ営農組合さとこい(以下、「さとこい」という。)」を設立し、地域全体で地域資源を守るという共同体意識の醸成にまで繋がっている。</p> <p>現在、「さとこい」が農地中間管理機構を活用して集落農用地約4haを集積、作業受託1.79haを請け負う一方で、組合員の高齢化は否めず、様々な選択肢を模索しながら、中長期的なビジョンを描くことが肝要である。</p> <p>農業者:33名(うち50歳以下0名) 団体経営体:さとこい、長ケ集落協定(中山間地域等直接支払交付金事業)、長ケ区農地・水・環境保全の会(多面的機能支払交付金事業)、長ケ水利組合、補助団体:チームモーニング 主な作物:水稲、茶、露地野菜</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>集落内には「さとこい」のほか、集落外地区を拠点とする長ケ地区出身の担い手Aも、同地区の農用地を一定集積している。上記(1)でも述べたとおり、「さとこい」の組合員も高齢化が進むなかで、担い手Aとも農用地利用調整を図りつつ、集落内の地域資源を保全する体制を構築する。また、非農業者、若者、消防団、PTA、各種団体とも連携を図りながら、集落全体の活動に発展するような基盤強化にも努める。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	6.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

中山間地域所得向上支援対策事業を活用し、集落全体に柵を設置するなど、今後も集落内農用地全体を農業上の利用が行われる農用地(赤枠内)として区分する。但し、保全・管理が行われる区域については原野、山林(赤枠外)が該当。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
「さとこい」、担い手A、各種団体を軸に経営状況を鑑みつつ、集積集約化を進める一方で、地元農業者についても可能な限り営農しつつ、区、チームモーニング、非農業者にも維持管理などの側面支援を依頼する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、経営状況に応じて段階的に集積集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
区画整理、パイプラインの導入など一定の基盤整備が図られているため、必要に応じて取り組む方針とする。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
「さとこい」、担い手A間の農用地調整を行うほか、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、水利組合、各補助団体など多様な組織と密に連携しながら、地域資源の保全に努める。また、集積集約化を加速させるために組織改編の再検討も実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、「さとこい」が主に春秋作業を請け負っているが、今後も作業受託の請負を増やす方針とする。多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業とも連携しつつ、適切な維持管理を行うためには一部作業受託を請け負うなどして、集落内農用地の保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害防止対策については、イノシシ、シカ、猿の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を維持する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。</p> <p>②有機・減農薬、減肥料については、適切な品質管理を行い、他地域米との差別化を図る。また学校給食への参入も考えていきたいが、販売単価も含め検討していく。「みどりの食料システム戦略」についても同様に検討する。</p> <p>⑦遊休農地化の可能性がある農用地については、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業とも連携しつつ、適切な維持管理を実施する。</p> <p>⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。</p>
